

飼養衛生管理基準の改正について

平成29年2月1日に家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、「飼養衛生管理基準」が見直されました。

平成23年に飼養衛生管理基準が見直されて5年が経過し、その間の家畜衛生をめぐる情勢等を踏まえて再度見直されたもので、今回の主な改正点は次のとおりです。

- ・家畜の排せつ物による病原体伝播の可能性が確認されたため、家畜の死体の保管並びに家畜の死体及び排せつ物を移動させる際の適切な措置を追加規定

(各家畜とも、定期報告のチェック表「4. 野生動物等からの病原体の侵入防止」「6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処」に追加)

- ・豚及びいのししにおいて、食品循環資源を原材料とする飼料の利用に当たり、生肉が含まれる可能性がある飼料の加熱処理を追加規定

(豚及びいのししの定期報告のチェック表「3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止」に追加)

飼養衛生管理基準は、家畜の伝染病の発生予防のため、すべての家畜飼養者の皆さんに守っていただくべき事項を取りまとめたものです。これまでもその遵守についてご協力いただいているところですが、改めて制度の主旨をご理解いただき、その遵守の徹底についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改正では、これまでと同様の内容についても表現が改正されている箇所が多くありますので、定期報告の際はチェック表を再度ご確認のうえ、チェックされますようお願いいたします。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432